（平成２５年１１月２７日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　９件

厚生年金関係　９件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　５件

国民年金関係　２件

厚生年金関係　３件

関東（栃木）厚生年金　事案8029

第１　委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録をそれぞれ20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和34年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成17年４月28日

②　平成18年４月28日

Ａ社に勤務していた期間のうち、平成 17 年４月 28 日及び 18 年４月 28 日に支払われた２回分の賞与について、日本年金機構の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社の事業主から提出された申立期間①及び②に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ 20 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の

標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金　事案 8030

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年７月 18 日は 12 万 2,000 円、同年 12 月 18 日は 20 万円、16 年７月 21 日は 16 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 19 万 8,000 円、17 年７月 20 日は 15 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 47 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成 15 年７月 18 日
②　平成 15 年 12 月 18 日
③　平成 16 年７月 21 日
④　平成 16 年 12 月 20 日
⑤　平成 17 年７月 20 日

Ａ社において申立期間に支給された賞与５回分が、厚生年金保険の記録に無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表及びＢ県Ｃ郡Ｄ町から提出された申立人に係るＡ社における平成 16 年度分(15 年所得分)から 18 年度分(17 年所得分)までの給与支払報告書から判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の取引明細表の振込額及び給与支払報告書の社会保険料控除額から判断すると、申立期間①は 12 万 2,000 円、申立期間②は 20 万円、申立期間③は 16 万 5,000 円、申立期間④は 19 万 8,000 円、申立期間⑤は 15 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①から⑤までにおいて、A社に係る被保険者全員について賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について届出をしておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金　事案8031

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日に係る記録を平成３年３月１日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和25年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成３年２月21日から同年３月１日まで

平成元年７月 21 日から５年 10 月 15 日までＡ社及びＢ社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。Ａ社に係る厚生年金保険の資格喪失日を３年３月１日に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の供述及び同僚の証言から、申立人が、申立期間においてＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚は、申立期間の前後を通じて、勤務形態や給与形態に変更は無く、継続して勤務していた旨供述しているところ、事業主は、申立人が行っていた業務を関連会社に移したことによる転籍であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における平成３年１月の社会保険事務所（当時）の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録におけるＡ社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成３年２月 21 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年２月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金　事案8032

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日に係る記録を平成３年３月１日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和34年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成３年２月21日から同年３月１日まで

平成元年４月 21 日から５年 10 月 15 日までＡ社及びＢ社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。Ａ社に係る厚生年金保険の資格喪失日を３年３月１日に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の供述及び同僚の証言から、申立人が、申立期間においてＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚は、申立期間の前後を通じて、勤務形態や給与形態に変更は無く、継続して勤務していた旨供述しているところ、事業主は、申立人が行っていた業務を関連会社に移したことによる転籍であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における平成３年１月の社会保険事務所（当時）の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録におけるＡ社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成３年２月 21 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年２月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金　事案 8033

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日に係る記録を平成３年３月１日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 28 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成３年２月 21 日から同年３月１日まで

平成元年４月 21 日から５年 10 月 15 日までＡ社及びＢ社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。Ａ社に係る厚生年金保険の資格喪失日を３年３月１日に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の供述及び同僚の証言から、申立人が、申立期間においてＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚は、申立期間の前後を通じて、勤務形態や給与形態に変更は無く、継続して勤務していた旨供述しているところ、事業主は、申立人が行っていた業務を関連会社に移したことによる転籍であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における平成３年１月の社会保険事務所（当時）の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録におけるＡ社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成３年２月 21 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年２月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金　事案 8035

第１　委員会の結論

１　申立人は、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を平成６年１月 12 日に、資格喪失日に係る記録を 15 年 11 月 1 日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、６年１月は 15 万円、同年２月は 11 万 8,000 円、同年３月は 13 万 4,000 円、同年４月は 18 万円、同年５月は 15 万円、同年６月は 18 万円、同年７月は 12 万 6,000 円、同年８月は 16 万円、同年９月は８万 6,000 円、同年 10 月は 15 万円、同年 11 月から７年２月までは 17 万円、同年３月は 19 万円、同年４月から同年６月までは 17 万円、同年７月は 14 万 2,000 円、同年８月は 16 万円、同年９月は 11 万 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 17 万円、８年１月は 19 万円、同年２月は 18 万円、同年３月は 16 万円、同年４月は 11 万 8,000 円、同年５月及び同年６月は 16 万円、同年７月は 11 万円、同年８月は 16 万円、同年９月は 19 万円、同年 10 月は 18 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 16 万円、９年１月及び同年２月は 18 万円、同年３月は 15 万円、同年４月は 14 万 2,000 円、同年５月から同年８月までは 18 万円、同年９月及び同年 10 月は 19 万円、同年 11 月は 16 万円、同年 12 月及び 10 年１月は 18 万円、同年２月から同年５月までは 19 万円、同年６月は 18 万円、同年７月は 19 万円、同年８月は 18 万円、同年９月は 20 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 20 万円、11 年１月は 17 万円、同年２月は 19 万円、同年３月は 20 万円、同年４月は 19 万円、同年５月は 11 万円、同年６月は 14 万 2,000 円、同年７月及び同年８月は 18 万円、同年９月及び同年 10 月は 19 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 20 万円、12 年１月は 18 万円、同年２月から同年４月までは 20 万円、同年５月は 10 万 4,000 円、同年６月は 19 万円、同年７月は 20 万円、同年８月及び同年９月は 18 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 20 万円、13 年１月は 18 万円、同年２月は 20 万円に、申立期間③の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成 13 年３月は 20 万円、同年５月は 19 万円、同年６月は 18 万円、同年７月は 19 万円、同年８月は 16 万円、同年９月及び同年 10 月は 19 万円、同年 11 月から 14 年３月までは 20 万円、同年４月は 19 万円、同年

５月及び同年６月は 18 万円、同年７月から 15 年３月までの期間及び同年８月は 20 万円、同年９月は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 27 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成６年１月 12 日から 13 年３月 12 日まで

②　平成 13 年３月 12 日から 15 年 10 月 31 日まで

③　平成 15 年 10 月 31 日から同年 11 月１日まで

平成６年１月 12 日からＡ社に勤務し、15 年 10 月までの期間、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、申立期間①及び③の被保険者記録が無い。また、申立期間②の標準報酬月額は給与支給額と異なり低額となっている。申立期間の給料支払明細書を提出するので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　事業主の供述及び申立人が提出した申立期間①及び③に係る給料明細書により、申立人がＡ社に平成６年１月 12 日から 15 年 10 月 31 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記給料明細書から申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①及び③の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された申立期間①及び③に係る給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間

①の標準報酬月額を、平成６年１月は 15 万円、同年２月は 11 万 8,000 円、同年３月は 13 万 4,000 円、同年４月は 18 万円、同年５月は 15 万円、同年６月は 18 万円、同年７月は 12 万 6,000 円、同年８月は 16 万円、同年９月は８万 6,000 円、同年 10 月は 15 万円、同年 11 月から７年２月までは 17 万円、同年３月は 19 万円、同年４月から同年６月までは 17 万円、同年７月は 14 万 2,000 円、同年８月は 16 万円、同年９月は 11 万 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 17 万円、８年１月は 19 万円、同年２月は 18 万円、同年３月は 16 万円、同年４月は 11 万 8,000 円、同年５月及び同年６月は 16 万円、同年７月は 11 万円、同年８月は 16 万円、同年９月は 19 万円、同年 10 月は 18 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 16 万円、９年１月及び同年２月は 18 万円、同年３月は 15 万円、同年４月は 14 万 2,000 円、同年５月から同年８月までは 18 万円、同年９月及び同年 10 月は 19 万円、同年 11 月は 16 万円、同年 12 月及び 10 年１月は 18 万円、同年２月から同年５月までは 19 万円、同年６月は 18 万円、同年７月は 19 万円、同年８月は 18 万円、同年９月は 20 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 20 万円、11 年１月は 17 万円、同年２月は 19 万円、同年３月は 20 万円、同年４月は 19 万円、同年５月は 11 万円、同年６月は 14 万 2,000 円、同年７月及び同年８月は 18 万円、同年９月及び同年 10 月は 19 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 20 万円、12 年１月は 18 万円、同年２月から同年４月までは 20 万円、同年５月は 10 万 4,000 円、同年６月は 19 万円、同年７月は 20 万円、同年８月及び同年９月は 18 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 20 万円、13 年１月は 18 万円、同年２月は 20 万円に、申立期間③の標準報酬月額を 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料の納付については不明としているが、事業主が平成６年１月 12 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行った場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が７回あったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは考え難いこと、及び事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得日が 13 年３月 12 日であり、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失日が 15 年 10 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録と合致することから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納

付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　申立人は、自身が所持する申立期間②に係る給料明細書を提出し、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された申立期間②に係る給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を、平成 13 年３月は 20 万円、同年５月は 19 万円、同年６月は 18 万円、同年７月は 19 万円、同年８月は 16 万円、同年９月及び同年 10 月は 19 万円、同年 11 月から 14 年３月までは 20 万円、同年４月は 19 万円、同年５月及び同年６月は 18 万円、同年７月から 15 年３月までの期間及び同年８月は 20 万円、同年９月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額の記録から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が申立期間について長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 13 年４月及び 15 年４月から同年７月までの期間については、給料明細書があるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東（新潟）厚生年金　事案 8036

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の２の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額の記録を 28 万 5,000 円とすることが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 51 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成 21 年 12 月 21 日

Ａ事業所において申立期間に支給を受けた賞与について、賞与支払届が２年経過後に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条の規定により保険給付に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を保険給付に反映させてほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録によると、事業主は、申立人に係る厚生年金保険法第 81 条の２の規定に基づく、育児休業中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認でき、その育児休業期間中に、年金事務所が保管するＡ事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び平成 21 年 12 月分給与明細書によれば、申立人は、同年 12 月 21 日に当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 25 年８月１日に年金事務所に対して提出したことが確認でき、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、同法第 81 条の２の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当

時に申立期間に係る賞与支払届の提出が行われなかったとしても、当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支払届及び給与明細書において確認できる賞与額から、28万5,000円とすることが妥当である。

関東（新潟）厚生年金　事案 8037

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の２の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額の記録を 21 万 3,000 円とすることが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 37 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成 21 年 12 月 21 日

Ａ事業所において申立期間に支給を受けた賞与について、賞与支払届が２年経過後に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条の規定により保険給付に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を保険給付に反映させてほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録によると、事業主は、申立人に係る厚生年金保険法第 81 条の２の規定に基づく、育児休業中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認でき、その育児休業期間中に、年金事務所が保管するＡ事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び平成 21 年 12 月分給与明細書によれば、申立人は、同年 12 月 21 日に当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 25 年８月１日に年金事務所に対して提出したことが確認でき、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、同法第 81 条の２の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当

時に申立期間に係る賞与支払届の提出が行われなかったとしても、当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

　これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支払届及び給与明細書において確認できる賞与額から、21万3,000円とすることが妥当である。

関東（埼玉）厚生年金　事案8038

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を64万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和30年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成19年12月10日

Ａ法人において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人に係るＢ銀行Ｃ支店の取引明細表により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額から、64万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。
　また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）国民年金　事案 5275（埼玉国民年金事案 3916 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人の平成 12 年５月から 13 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 55 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 12 年５月から 13 年３月まで

申立期間は学生納付特例制度により免除になっていたが、２年たつと利息がかかることを知り、急いで平成 16 年８月に社会保険事務所（当時）に連絡し、追納の申出をした。国民年金保険料は送られてきた納付書でそれほど間を空けずに 16 万円弱を納付した。申立期間が追納されたことになっていないことに納得がいかない。今回、追納の申出をした同年８月頃に、多額の現金を引き出していることが記載されている預金通帳が見付かったので、再度調査をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、平成 16 年８月に追納申出をした事実を確認できるものの、Ａ市Ｂ区の「平成 17 年度相当分市民税・県民税所得回答書」には平成 16 年度分の前納保険料額が社会保険料控除として記載されているが、申立期間に係る追納保険料額は記載されていないこと、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく 22 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料納付を示す証拠として当時の預金通帳（写し）を提出しているところ、当該預金通帳（写し）は前回申立時に提出されたものと同一のものであることから、これは年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、ほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は

見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金　事案 5276

第１　委員会の結論

申立人の昭和 61 年８月から 62 年 10 月までの期間、63 年３月から平成元年 10 月までの期間及び２年７月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 38 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 61 年８月から 62 年 10 月まで
②　昭和 63 年３月から平成元年 10 月まで
③　平成２年７月から同年 12 月まで

私は、昭和 61 年８月に会社を退職してから、国民年金保険料を納付していなかったので、後日、保険料を納付するよう督促状が届き、申立期間①は２万円から３万円程度を社会保険事務所（当時）で一括納付した。申立期間②及び③は、毎月定期的に銀行及び郵便局に行き、納付書で納付した。申立期間①、②及び③を保険料納付済期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年８月に会社を退職してから、国民年金保険料を納付していなかったので、後日、保険料を納付するよう督促状が届き、申立期間①は、２万円から３万円程度を一括納付し、申立期間②及び③は、毎月定期的に銀行及び郵便局に行き、納付書で納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が「平成３年１月 18 日」と記載され、オンライン記録も同記録となっていることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成３年 11 月頃払い出されたと推認され、その時

点では、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和 63 年３月から平成元年９月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料について、申立人は「２万円から３万円程度を一括納付した。」としているが、当該期間の保険料は 10 万 8,600 円であることから、申立人の申述する納付金額とは大幅に相違しており、申立期間②及び③の保険料について、申立人は「毎月定期的に銀行及び郵便局に行き、納付書で納付した。」としているが、当該期間の直前に勤務していた各事業所の退職後に行うこととなる国民年金の再加入手続や当該期間の保険料の納付金額等の記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金　事案 8028

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 39 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 61 年 12 月 25 日から 63 年１月 25 日まで

公共職業安定所の求人に応募し、昭和 61 年 12 月頃にＡ社に入社した。63 年６月まで勤務し、Ｂ専門店の「Ｂ店」でＣ業務及びＤ業務を担当していた。ところが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和 63 年４月１日と記録されており、２か月間だけの記録となっている。間違いなく申立期間に勤務していたので、資格取得日を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にＡ社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、同事業所が適用事業所となったのは昭和 63 年４月１日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、Ａ社は、平成５年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主からは回答が得られず、申立人の申立期間に係る保険料控除及び社会保険の適用等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、昭和 63 年４月１日に資格を取得した複数の同僚は、「入社当初、Ａ事業所は社会保険に未加入だったと思う。途中から加入した。」と回答しており、そのうちの一人は、同事業所が途中から社会保険に加入したことについて、「会社から説明があった。」と供述している。

加えて、複数の同僚は、「申立期間に国民年金に加入していた。」と回答しており、そのうちの一人は、「昭和 61 年９月から勤務していたが、

国民年金を自分で払っていた。」と供述し、同年９月から 63 年３月まで国民年金に加入しており、当該期間は保険料納付済期間と記録されている上、事業主及び役員の一人についても、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

　このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金　事案 8034

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 15 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 34 年 12 月から 36 年９月まで

昭和 33 年８月 29 日にＡ社を退職後、同社に復職したが、会社名がＢ社と変更されていた。その後、同社は 36 年頃に倒産した。復職していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いため、調査確認してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間当時、Ｂ社に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、Ｂ社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は、昭和 36 年３月１日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、36 年３月１日から 36 年９月までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、姓のみを記憶している同僚二人を挙げているが、Ｂ社の被保険者名簿には一人は記載がなく、ほかの一人は既に死亡している上、回答のあった同僚の一人（元事業主の子）は「申立期間当時の社会保険の加入手続は会計事務所が行っており、当時の担当者は既に死亡し、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者記録については、Ａ社の被保険者名簿（昭和 34 年 12 月 19 日にＢ社に社名変更）によると、31 年７月１日から 33 年８月 29 日までの期間の被保険者記録は確認できるものの、申立人の申立期間の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金　事案8039

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和２年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和19年１月１日から20年１月１日まで

申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、Ａ省Ｂ局に勤務し、給与を支払われていたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、Ａ省Ｂ局での勤務内容等を詳細に記憶していることから、時期は特定できないものの、同局に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Ａ省Ｂ局について、オンライン記録を確認したが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、当該事業所の記録を保管していると考えられるＣ社、Ｄ共済組合、Ｅ企業年金基金及びＦ局に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立人が氏名を記憶している二人の同僚のうち、連絡先を特定できた一人に文書照会を行ったが、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について不明と回答している上、当該二人については、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。